農地法第3条の規定による許可申請書(別紙)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)	田	火	H	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地						
所有地	貸付地						
116		所在・地番		地目			JISSEE WILL
				登記簿	現況	面積(m²)	状況・理由
	非耕作地						

		農地面積 (㎡)	田	力	H	樹園地	採草放牧地面積 (m²)
所	借入地						
	貸付地						
の 土		所在・地番		地目			
地				登記簿	現況	面積(m²)	状況・理由
	非耕作地						

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を 記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)欄に市町村別 の合計面積を括弧書きで記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農 地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○か○年間耕作を放棄している」、「~であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

	田	,	田		樹園地		採動放牧地
村 (予定) 作物							
 利取得後の 積(㎡)							
大農機具又は家畜			<u> </u>				
租	類						
z量	有						
リー 所							
「八子定のもの リー (資金繰りについて	-ス						
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 ・ 導入予定のものにつ ものに限る。)等資 ・ 農作業に従事する	oいては、自己 金繰りについて 者	資金、金 ても記載	融機関からしてくださ	っの借入れ(い。	融資を受け	うれるこ	
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 2 導入予定のものにつ ものに限る。)等資 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	oいては、自己 金繰りについて 者	資金、金 ても記載 人である	融機関からしてくださ	っの借入れ (i い。 その者の農	融資を受け	うれるこ	
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 2 導入予定のものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 1 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他	oいては、自己 金繰りについて 者 うとする者が個	資金、金 ても記載 人である	融機関から してくださ 場合には、 年、その他	っの借入れ (i い。 その者の農	融資を受け	うれるこ	
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 2 導入予定のものにつ ものに限る。)等資 ものに限る。)等資 1 権利を取得しよう 農作業暦 年	ついては、自己 金繰りについて 者 うとする者が個 E、農業技術修	資金、金 ても記載 人である 学暦	融機関から してくださ 場合には、 年、その他 (農作業経	oの借入れ(い。 その者の農 也(融資を受け	うれるこ	とが確実 ^が
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 導入予定のものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 農作業に従事する ① 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人) ③ 臨時雇用労働力	ついては、自己 金繰りについて 者 うとする者が個 E、農業技術修 現 在:	資金、金 ても記載 人である 学暦 人	融機関から してくださ 場合には、 年、その他 (農作業経 (農作業経	oの借入れ(い。 その者の農 也(経験の状況:	融資を受け	うれるこ	とが確実 ^が
生、豚、鶏等です。 2 導入予定のものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 農作業に従事する ① 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	ついては、自己 金繰りについて 者 うとする者が個 三、農業技術修 現 在: 増員予定:	資金、金 ても記載 人である 学暦 人	融機関からしてくださり場合には、 年、その他 (農作業経 (農作業経	oの借入れ(い。 その者の農 也(経験の状況:	融資を受け	うれるこ	とが確実z)
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 導入予定のものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 農作業に従事する ① 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人) ③ 臨時雇用労働力	ついては、自己で 金繰りについて 者 とする者が個 三、農業技術修 現 在: 増員予定: 現 在: 増員予定:	資金、金人である人人人人人のみ記載	融機関からしてください場合には、 年、その他 (農作業経 (農作業経 (農作業経	の借入れ() い。 その者の農 也(経験の状況: 経験の状況: 経験の状況:	融資を受け 作業経験等	の状況	とが確実 ⁷)))
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 導入予定のものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 農作業に従事する ① 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人) ③ 臨時雇用労働力 (年間延人数) ④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市	ついては、自己で 金繰りについて 者 とする者が個 三、農業技術修 現 在: 増員予定: 現 在: 増員予定:	資金、金人である人人人人人のみ記載	融機関からしてくださり場合には、 年、その他 (農作業経 (農作業経 (農作業経 (農作業経	の借入れ() い。 その者の農 也(経験の状況: 経験の状況: 経験の状況:	融資を受け 作業経験等 さい。(隣接市 厳してください。)	の状況	とが確実 ⁷)))
「大農機具」とは、 牛、豚、鶏等です。 導入予定のものにでものにでものに限る。)等資 ものに限る。)等資 農作業に従事する ① 権利を取得しよう 農作業暦 年 ②世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人) ③ 臨時雇用労働力 (年間延人数) ④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市 該当する市町村名を列記して	ついては、自己で 金繰りについて 者 うとする者が個 三、農業技術修 現 在: 増員予定: 現 在: 増員予定:	資金、金人である人人人人人のみ記載	融機関からしてくださり場合には、 年、その他 (農作業経 (農作業経 (農作業経 (農作業経	の借入れ()い。 その者の農 也(経験の状況: 経験の状況: 経験の状況:	融資を受け 作業経験等 さい。(隣接市 厳してください。)	の状況	とが確実 ⁷)))

ださ	地法第3条第2項第い。) その法人の構成員等 別紙のとおり					5場合のみ記載してく
,,,	地法第3条第2項第 信託契約の内容(信		こより権利が取得	鼻される場合のみ	記載してください。))
<農	:地法第3条第2項第	4 号関係>	(権利を取得し	ようとする者が個	固人である場合のみ	記載してください。)
(権利を取得しようとす 「世帯員等」とは、住居 他の2親等内の親族を	居及び生計を	一にする親族並			
	と作業に従事する者 D氏名	年 齢	主たる 職 業	権利取得者 との続柄 (本人又は 世帯員等)	農作業への 年間従事日数	備考
備そ	載要領) 考欄には、農作業への の行う耕作又は養畜の ださい。					
5	:地法第3条第2項第 農地又は採草放牧地に その土地を貸し付け、	こつき所有権				
	賃借人等又はその世できないため一時貨				作、採草又は家畜の	放牧をすることが
	□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。					

□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の

、裏作の作付内容=

)

目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容=

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養 畜の事業への支障等について記載してください。)

 田ツサ木	*シス降寺(こう(

Ⅲ 使用賃借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により、賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような 役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の 取決めの遵守 獣害被害対策への協力等について記載してください)

40000000000000000000000000000000000000	*> 000/2 (1 (C) > (

<農地法第3条第3項第3号関係>(権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

- 8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常 時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - (1) 氏名
 - (2) 役職名
 - (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: 年 ヶ月 そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 年 ヶ月(直近の実績)

年 ヶ月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項 | 9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、 I の記載事項のうち指定の事項を記 載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。 (1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。 □ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権) 又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作 物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してく ださい。) □ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若し くは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しよ うとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1 号に掲げる場合において使用賃借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合 □ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合(景観法(平成 16 年法律第 110 条)第 56 条 第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。) (2) 以下の場合は、Iの1-2 (効率要件)、2 (農地所有適格法人要件) 以外の記載事項を記載して ください。 □ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地に おける耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は 農事指導のために行われると認められる場合 □ 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採 草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合 □ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉 法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当 該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 □ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発 法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその 業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 (3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。 □ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)が その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これ らの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合 □ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地

□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要

な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、 農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が 議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の 拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合
(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1)

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	有 • 無
②第4条(農地の転用の制限)	有 • 無
③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	有 • 無
④第42条(措置命令)	有 • 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

違反の対象となる規定	違反の有無	
①第15条の2 (農用地区域内における開発行為の制限)	有 ・ 無	
②第15条の3(監督処分)	有 ・ 無	

(3) 種苗法 (平成10年法律第83号)

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害(第20条及び第25条参照)	有 • 無

(4) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条(使用の禁止)	有 • 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内 容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内 容	理由
有 · 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等(農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等)の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。